

司研企第001033号

(組いー02)

平成19年5月15日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 相 良 朋 紀

選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果の報告について（通知）

平成18年9月26日付け司研企第002386号当職通知添付の「選択型実務修習の運用ガイドライン」第5の3に基づく標記の報告について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 報告の方法

司法修習生指導連絡委員会が司法修習生から申出のあった選択型実務修習における自己開拓プログラムを承認又は不承認とした場合、司法修習生指導連絡委員会は、その結果を別紙様式に定める書面を送付する方法（ファクシミリ送信可）により報告する。

2 送付先

1に定める報告の送付先は、以下のとおりとする。

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所企画課企画第二係  
(電話 048-460-2043 ファクシミリ [REDACTED])

### **3 報告期限**

**1に定める報告の期限は、分野別実務修習終了日までとする。**

(別紙様式)

平成 19 年 月 日

司法研修所長 殿

司法修習生指導連絡委員会

(修習地 : )

選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果について

(平成 18 年 9 月 26 日付け企第002386号に基づく報告)

標記のプログラムについて、別添の申出書写しのとおり申出がありました。  
この申出に対する審査結果は、別紙のとおりです。

注 申出の際に添付された書面（修習先概要書面、受入承諾書、日程表等）の送付  
は要しない。

(別紙様式の別紙)

別紙

自己開拓プログラム審査結果報告書 (新第 期)

No. \_\_\_\_\_

修習地		修習生氏名	修 習 先
承認・ 不承認	特 記 事 項		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 特記事項欄について、不承認の事案は、その理由を記載し、承認の事案は、審査の際、特に問題となった事項（例えば、法曹の活動との関係など）がある場合のみ、その事項を記載する。